

「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」に関するコメント

海保公認会計士事務所 海保文吾

✉ bungo.kaiho@xero-partners.com

TEL090-7274-9446

掲題の件につき、

私が主任を務める監査クライアントが ICO を実施した経験（2018 年）や、国内初 IEO を行った(株)ハッシュボートの元 CFO としての経験（2021 年）、その他暗号資産交換業の監査経験を踏まえて、5 年近く暗号資産の会計実務に携わる者として、コメントさせていただきます。実際に、複数社の ICO, IEO の実務責任者を経験した会計士は数多くないと思われるため、他に実務的なご質問等があれば、上述の連絡先に一報頂ければ返信致します。

（質問 1）基準開発の時期（第 9 項から第 26 項参照）

基準開発の時期を決定するために考慮すべき要素として、基準開発の必要性及び緊急性、並びに現時点で基準開発する場合に想定される困難さを挙げた上で、それらの項目に関連する現在の状況について説明しています。国際的な基準開発に先行して我が国の基準開発を着手し、その後に国際的な会計基準が開発された場合には、再度我が国の基準開発を行う可能性があります。一方、会計基準が定まっていないことに起因して、対象取引への取組みが阻害されている状況等が生じている可能性があります。これらの状況を踏まえ、現時点において速やかに基準開発に着手すべきと考えますか又は速やかに着手すべきではないと考えますか。また、それはなぜですか。速やかに着手すべきではないと考える場合、どのようなタイミングで基準開発に着手すべきと考えますか。また、それはなぜですか。

【コメント】

速やかに着手すべきであると考えます。

現時点においては、ICO を実施するための法整備（資金決済法/金融商品取引法）及び制度（JVCEA が定めるルール）は、既にある程度整備されており、会計及び税務上の取り扱いのみが不明確になっている状況である。そのため、現時点における ICO 実施は、非上場会社で、かつ、リスクテイクできる風土の会社のみとなっており、上場会社を含め、保守的な会社は ICO を用いた資金調達ができず円滑な資金調達市場の妨げになっていると考えられる。

また、実務家の肌感覚としても、ICO をしたいが、リスクを取れないので出来ないとの会社の意見も多数耳にする。

(質問 2) ICO トークンの発行者における発行時の会計処理 (第 28 項から第 36 項参照) ICO トークンの発行者が財又はサービスを提供する義務を負担している場合の会計処理については、ICO トークンの発行取引の実態をどう捉えるのかが論点であるとしており、(1)契約自由の原則の下で自発的に発生した独立第三者間取引においては経済的に等価交換が成立している (その結果、発行時に利益を計上するケースは生じ得ない。) とする考え方と、(2)提供する財又はサービスの価値が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースの存在を ICO トークンの発行取引の実態を示す特徴の 1 つとして捉え、当該取引を会計上適切に描写するため、等価交換が常に成立しているものとしては取り扱わない (その結果、発行時に利益を計上するケースは生じ得る。) とする考え方を説明しています。これらの考え方のうち、どちらが適当と考えますか。また、それはなぜですか。見解の根拠として、ICO トークンの発行取引の実態をどのように捉えているか、想定する具体的な発行取引の主な特徴を併せてご回答ください。

【コメント】

ICO はホワイトペーパー上で計画やストーリー等を記載した上で資金調達を行うが、殆どのホワイトペーパーは「ディスクレマー」を記載しており、計画やストーリーの達成について、購入者に対して (少なくとも) 法的な義務は有していない。むしろ、実務的には、訴訟される事の無いように義務として取り扱われない様に設計するのが一般的である。

会計理論としては、法的な義務のみではなく、購入者の合理的な期待も「義務」として取り扱う可能性はあるものの、「ICO トークンの発行者が財又はサービスを提供する義務を負担している場合」は非常に稀であると考えられる。そのため、このような場合には、発行者は敢えて「義務」として設計し、当該「義務」の内容が購入者にとっても重要性が高い場合であると想定される。そのため、会計処理も当該義務の重要性を鑑み、「(1)契約自由の原則の下で自発的に発生した独立第三者間取引においては経済的に等価交換が成立している」ものとして処理するのが妥当であると考ええる。

なお、上述の通り、「義務」がない ICO 設計が一般的な考えであるため、重要な「義務」がある場合を除き、一括収益計上が望ましいと考える。

(質問 3) 資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に関するその他の論点 (第 38 項及び第 39 項参照) 本論点整理の第 38 項及び第 39 項を踏まえ、ここで示されている考え方に同意しますか。同意しない場合、それはなぜですか。また、ICO トークンの発行の会計処理について、掲げられた論点のほかに、検討すべき論点がありましたらご記載ください。さらに、ICO トークンの保有の会計処理については、発行者が保有する場合を除き、実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会

計処理等に関する当面の取扱い」において定めがありますが、当面必要と考えられる最小限の項目に限定されているため、検討すべき会計上の論点の有無について確認することが考えられます。現時点において、会計基準の定めがないことに起因して会計処理の多様性が生じているような会計上の論点があると考えますか。論点があると考える場合、それはどのような論点ですか。

【コメント】

第 38 項及び第 39 項の考え方に同意する。

まず、ICO の実務的な手順は、①ミント（＝鑄造）を行った後に、②ICO（＝販売）を行うという流れとなっており、基準上で使用する文言もミント、ICO を定義づけした上で使用した方が現場実務の混乱が無いように思う。

また、会計論点として「ICO」という言葉にフォーカスしがちであるが、実務的には、ミントしたコインのうち、ICO（＝取引所経由での販売）される割合は 30%程度であり、残り 70%は、別の用途で利用される事が多い。

そのため、追加的に以下の会計論点を検討すべきと考える。

① ミントした際の会計処理

② ミントした後に ICO しなかった場合の会計処理

（ア）ミントしたトークンの貸出（ミントしたトークンのコンセンサスアルゴリズム形成のためにバリデーターに対する貸出や、流動性プロバイダーに対する貸出など）

（イ）ミントしたトークンの M&A 対価としての利用

（ウ）ミントしたトークンの役職員の付与

（エ）ミントしたトークンの業者への支払対価の充当

（オ）ミントしたトークンの他トークン購入対価への充当 など

‘①については、今までの ICO の議論を鑑みると「何も会計処理をしない」という結論になるかと思うが、論点整理する必要があると考える。

‘②については、私が実際に経験した事象であるため、他社でも優に起こりえると考ええる。

なお、②の会計処理の考察にあたっては、当該取引発生時のトークンの時価の有無も考慮に入れつつ検討すべきであると思われる。

以上